

秋田市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 6 号

秋田市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例

(秋田市社会福祉審議会条例の一部改正)

第 1 条 秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第77条第 1 項各号」を「第72条第 1 項各号」に改める。

(秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正)

第 2 条 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第19条第 1 項第 1 号」を「第19条第 1 号」に改め、同条第 4 号中「第19条第 1 項第 2 号」を「第19条第 2 号」に改め、同条第 5 号中「第19条第 1 項第 3 号」を「第19条第 3 号」に改める。

(秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第 3 条 秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第87条」を「第82条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。